

令和8年3月31日
不動産・建設経済局建設業課

建設工事の取引(見積における労務費の交渉状況等)の調査結果 ～令和7年度下請取引等実態調査～

国土交通省及び中小企業庁では、建設業法の規定に基づき、建設工事における下請取引の適正化を図るため、下請取引等実態調査を毎年実施しています。

令和7年度調査の結果、指導対象調査項目について、不適正な取引に該当する回答を行った建設業者 17,207 業者に対しては指導票を発送しました。

1. 調査の概要

- ・調査対象業者 : 30,000 業者(うち回収業者数:19,964 業者、回収率 66.5%)
- ・調査方法 : 郵送による書面調査(令和7年7月7日～令和7年9月3日)
- ・調査内容 : 元請負人と下請負人の間及び発注者(施主)と元請負人の間の取引の実態等、見積方法(法定福利費、労務費、工期)の状況、価格転嫁や工期設定の状況、約束手形の期間短縮や電子化の状況 等

2. 調査結果

○本調査の結果により、建設業法に基づく指導を行う必要があると認められた建設業者(17,207 業者)に対しては指導票を送付し、是正措置を講じるよう指導を行いました。

○主な調査項目の結果概要は下記の通りです。

元請負人と下請負人の取引における労務費や価格転嫁の状況

【元請負人から】下請負人に対する見積に必要な項目の提示状況について、「必要な項目を全て記載している」元請負人は **17.9%**でした。

【下請負人から】元請負人に対する見積書の交付状況について、労務費を内訳明示した見積書を「交付している」又は「おおむね交付している」と回答した下請負人は **71.3%**でした。

【下請負人から】元請負人に対する労務費の価格交渉において、内訳で明示した労務費を含む見積金額の「全額が支払われる契約となった」と回答した下請負人は **75.6%**でした。

3. 調査結果に基づく今後の対応

本調査結果に基づき、必要に応じて許可行政庁において立入検査等を実施し、建設工事における下請取引の適正化を図ってまいります。

詳細は、国土交通省 HP (https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000190.html)を参照ください。

【問合せ先】

不動産・建設経済局建設業課 建設業適正取引推進指導室

課長補佐 一力、係長 久保田、竹下、中川

代表:(03)5253-8111(内線 24718、24785)、直通:03-5253-8362